

建物の所有者（管理者）、定期報告業務を行う皆様へ

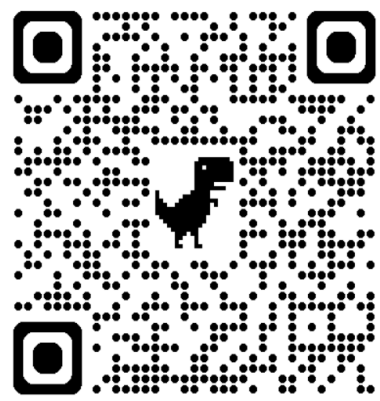
— 令和7年7月1日から定期報告の内容が変わります —

改正建築基準法が令和7年7月1日から施行され、次のとおり定期報告の「点検の項目、方法」「判定基準」「調査結果表」などが変更になりますので、ご注意ください。

	【改正内容】	盛岡市の取り扱い
①	「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙垂れ壁」、「非常用の照明装置」の作動の状況の確認は、建築設備検査での報告となります。	適用 詳細については、裏面の図-1をご覧ください。
②	「換気設備」と「非常用の照明装置」の物品の放置の状況の確認は、建築設備定期検査での実施となります。	
③	防火扉等の閉鎖の障害となる「照明器具及び懸垂物等の状況」は、防火設備検査での報告となります。	適用
④	大規模木造建築物に設置されたスプリンクラー設備についての調査項目が追加されます。（全てのスプリンクラー設備ではなく、令和6年3月29日国土交通省告示第284号第1第1号又は第2号二に該当するスプリンクラー設備が対象となります。）	適用
⑤	建築設備等定期検査や防火設備定期検査の効率化を目的として、特定建築物定期調査の 調査結果図（各階平面図）に防火区画を明示する が必要になります。	適用
⑥	建築物調査で実施している 各階の主要な「常閉防火扉」※ は、防火設備検査で実施となりますが、平成20年国土交通省告示第282号第2（建築物調査告示）の規定により特定行政庁が各階主要な常閉防火扉に係る(1)～(5)の項目等を付加した場合にあっては、定期検査等を行うことを要さず建築物調査での報告となります。 ※各階の主要な常閉防火扉 ① 避難経路に設けられたもの ② 吹き抜けに面して設けられたもの ③ 日常の通行が多く開閉作動の頻度が高いもの その他安全上必要なものとして ④ 前回の検査時に検査しなかったもの ⑤ 前回の検査時に指摘のあったもの	盛岡市では、 <u>建築基準法施行細則</u> の改正を行いますので、常閉防火扉は従来どおり建築物調査での報告となります。 対象となる常閉防火扉は、左欄に記載のとおり、「各階の主要な常閉防火扉」に限られます。詳細は裏面の図-2をご覧ください。
⑦	防火設備検査で実施している防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンの「危害防止装置」について、人の通行の用に供する部分に限ることが明確化されます。	適用
⑧	これまで「目視により確認する。」とされている調査・検査項目について、センサー等の新技術を活用することにより、合理的な調査・検査が可能となります。	適用
⑨	「非常用照明装置」の点灯の状況及び予備電源の性能並びに照度の状況について、新技術を活用することにより、合理的な検査が可能となります。	適用
⑩	特定建築物定期調査で実施していた「非常用エレベーター」の作動の状況について、昇降機定期検査で実施することになります。	適用

改正後の定期報告様式については、後日、ホームページに掲載する予定です。

改正内容の詳細については、関係機関などのHPをご覧ください。



（一財）日本建築設備・昇降機センタ



（一財）大阪建築防災センター

盛岡市都市整備部建築指導課防災係

☎：019-601-3387

【裏面へ】